新型コロナウィルスに罹患した時

PCR、その他の検査で陽性反応が生じた場合、陽性と診断された日から補償の対象となります。
いずれの場合も、医師の診断書、または療養証明書が必要となります。

■ 補償内容について

いずれも「保健所の指示」であること

① 自宅療養の場合　　３０００円×自宅待機日数（７日間上限）

② ホテル等宿泊施設の場合　　４０００円×宿泊療養日数（１４日間上限）

③ 病院へ入院した場合　　４０００円×入院日数（２１日間上限）

※ ②③の場合、その後の自宅療養期間は補償期間に含まれません。

■ 手続きの流れ

① お住いの自治体に『療養証明書』の発行を依頼してください。

※ PCR検査で「陽性」になった場合は、検査機関から地方自治体へ報告していますので、基本的には誰もが『療養証明書』の発行が可能です。

※ WEBで発行申し込みができる場合がありますので、地方自治体のHPをご覧ください。

※ 発行に時間がかかる場合でも、必ず発行を受ける必要があります。

※ 罹患から３年以内でであれば保険請求手続き可能です。

② 保険会社への事故報告

保険会社が指定する書式にて、学校を通じて事故報告を行います。

書式は学校からお渡ししますので、必要事項をご記入の上ご提出ください。

③ 感染見舞金の請求

振込口座の指定など、感染見舞金の受領手続きを行います。

この時に①の証明書を添付する必要があります。

その他、ご不明点は学校までお問い合わせください。

加入保険　：　**Will2**　　一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will」

https://www.medic-office.co.jp/will/students/

以上